

広島県告示第八百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人白寿会	呉市焼山北三丁目二番五号	阿賀コスモス園 居宅介護支援事業所	呉市阿賀南三丁目七番一号	平成二二年四月一日
有限会社仲福	呉市川尻町西一丁目二番一〇号	訪問介護事業所 仲ふく	呉市川尻町西一丁目二番一〇号	平成二二年九月一日
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市本町九番二一号 すこやかセンターくれば館二階	呉さざなみ苑訪問看護事業所	呉市音戸町高須三丁目七番一五号	平成二二年一〇月一日
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市本町九番二一号 すこやかセンターくれば館二階	呉さざなみ苑居宅介護支援事業所	呉市音戸町高須三丁目七番一五号	平成二二年一〇月一日
医療法人宗和会香川病院	呉市本通二丁目八番一六号	医療法人宗和会訪問介護事業所 悠悠	呉市本通二丁目五番八号	平成二二年一月二日
社会福祉法人尾道さつき会	尾道市久保町一七八六番地	デイサービスしまの風	尾道市向島町五六一七番地五	平成二二年一〇月一日
有限会社ブレイクスルー	尾道市美ノ郷町三成一八〇二番地一	八朔の里	尾道市因島田熊町一〇番地	平成二二年一〇月一日
田川直樹	尾道市因島土生町一八九九番地一六七	田川歯科医院	尾道市因島土生町一八九九番地一六七	平成二二年八月一九日
株式会社こむろ	府中市出口町三八六番地一	デイサービスゆうらく	府中市出口町三八六番地一	平成二二年一〇月一日